

検討会における主な指摘事項 [議事録抜粋] (論点整理版)

1. 旧統一教会への対応等

- 旧統一教会については、マニュアルや研修により違法な献金要求行為を繰り返していたという考え方もある。本来であれば、既に宗教法人法の質問権で調査をして、解散命令要求の必要性があるのかどうかは判断されているべき。(第3回：菅野委員)
- この検討会としては、旧統一教会への既存の宗教法人法にのっとった解散命令請求の発動に踏み込むべきだと提言すべき。政府の出番であり、宗教法人法第78条の2の質問権や報告徴収権を使えば、政府は代表役員、責任役員に対してまで報告を求めることができる。(第4回：菅野委員)
- 日本の旧統一教会に献金させるのではなくて、韓国の旧統一教会に献金させる、直接お金を持っていかせることも脱法行為としてよくやられている。これは二重の脱法行為であり、日本法の適用をさせない。もう一つは、外国為替管理法違反の行為、個々の信者にお金を持っていかせることによって脱法するもの。(第3回：紀藤委員)
- 多くの被害者は3年前の被害、3年ぐらいほとんど自己破産になるような状態まで献金させられる。それで、本人も悩んで、誰かに相談する。その方が相談してくるので、説得する。旧統一教会の問題をやっていると、いわば被害者から見た旧統一教会というのは3年前の旧統一教会の実相を表している印象である。つまり、現在の被害者は相談に来ない。(第3回：紀藤委員)
- 2000年に廃止されたが、準禁治産者制度に浪費（者の行為能力の制限）の規定があったことから、旧統一教会関係に関しても、2000年まではその浪費の規定を使って言わば財産の保全をした。個人の人権の観点からそれが廃止されて以降、財産を保全することに非常に困難を伴うことになっている。(第2回：紀藤委員)
- 旧統一教会を始めとして各種の事件を見ると、社会的に遮断して、目的を告げずに接近してくる。その上で、現実感を変えて、価値観の構造も変えさせて、よいと思っていたことは間違いであり、間違いだと思っていたことをよいもの

だというように価値を転換させる。そこに持っていくには、抱えている問題を解消させる権威者というのを構築して、そして恐怖感を与えて、やめたら大変なことになるといったようなテクニックというのはほぼ共通している。

そういう点を考えると、いわゆる信教の自由を奪うような心理的な作戦が構築されているのだという認識に立たないと、問題の解決にはつながっていないのではないか。（第4回：西田委員）

2. 法制度に関する事項

（1）消費者契約

ア. 総論

- 2018年改正で入った靈感商法の取消権がこれまで使われた裁判例が見当たらない。靈感商法対策として効果的な法律になっていないということを改善する立法事実かと思う。このためには、狭過ぎる要件を広げ、様々な専門家の方が提起していた無知や脆弱性を殊更に利用するような場合という要件をここに持ち込んでいくことを検討すべき。（第2回：菅野委員）

イ. 取消しの対象範囲

- 靈感商法（の対策）をやっていると、健康不安は結構ある。その健康不安は第5号であることから、同号は絶対に必要。総論である第3号ではなかなかうまくいかないので、第5号や第6号を切り出したという経過がある。第3号は一種の総論になっていて、この第3号の「社会生活上の経験が乏しいことから」を削除すれば、あとはイロハでくっつければ、靈感商法も健康不安商法も入ってくる。（第2回：紀藤委員）
- 消費者契約法第4条第3項第6号については非常に長い様々な要件が付されているということで、靈感商法的なものは、いろいろなパターンが考えられ、あまりに細かく要件を設定し過ぎると、かえってそれが範疇から外れてしまうことになってしまって、使い勝手が悪くなっているのではないか。（第2回：芳野委員）
- 靈感商法等の取消権が使われた裁判例が見当たらないという事実も踏まえれば、つけ込み型の加害要件というのを包括的な救済条項として消費者契約法の取消権の対象にするべき。また、客観的な立証を実現できる方策を考えるべき。（第3回：菅野委員）
- 消費者契約法の靈感商法の取消権については、立案当時から狭過ぎるという懸念があった。実際、使いにくいという状況が明らかになっているので、やはり包括的な条項として蘇らせる必要がある。正体隠しで人心に入り込み、恐怖を土台とした支配・隸従関係をつくり出し、自由意思を奪うというような消費

者契約については取り消せるというふうに変えていく必要がある。(第4回：菅野委員)

- 消費者契約法の改正の際にもつけ込み型の包括的条項の導入が検討されてきたが、なかなか合意が得られず、議論を重ねる中でだんだん細かい規定になっている。その細かい規定をもう一度細かく変えようという話をしても根本的な救済にはならない。したがって、もう少し大きな視野で細かいものを大きく包み込むような規定の導入を考えた方がよいのではないか。(第3回：宮下委員)

ウ. 取消権の行使期間

- 消費者契約法は取消権について時効があり、2016年 の改正により当初の6か月から1年にその期間が延びたが、1年でも短い（注：追認をすることができる時から1年間、契約の締結時から5年間）ということは、従来から議論されている。現行法では限界があるということであれば、取消権の時効期間をもう少し延長するような形で対応しなければいけない。(第3回：宮下委員)
- 自分が被害を受けていると気づいていない状態の人をどう救うかという論点が大事であり、家族が取り消せるみたいな方向に進むのか、それとも本人のマインドコントロールを解いて、気づいた段階で本人が取り消せるというふうに時効の延長を考えるか。本質的な個人の自由の観点から後者を深めたい。(第5回：菅野委員)

(2) 特定商取引

- インターネット通販などは今のデジタルインターネット通販にちゃんと対応した法律となっていないのではないか、今の通販の基本はインターネット経由だということを考えると、そこに合わせて変えていく必要がある。(第1回：芳野委員)

(3) いわゆる寄附の位置付け等

ア. 総論

- 契約の中核は拘束力にあって、献金の中核は双方に拘束力がないという点にあるとすると、拘束力のない献金を拘束力のある契約と見るのは基本的には難しい。かなり特殊な方式のごく一部の献金を契約と捉えてみても、ほとんどは網から抜けてしまうので、契約については契約として今の消費者契約法を改正して網を広げる必要がある。そして、献金については献金として新しく規制の網をかける必要がある。(第3回：菅野委員)

イ. 契約と解することに積極的なもの

- 献金の中には契約と言いにくいものもあるのではないかと思うが、一方で契

約でないとすると単独行為になると思うものの、類型のない単独行為は認められないで、その金銭の移転の法的根拠は何だと見るのかという話にもなってくる。贈与契約と決めつけると、現実に献金する前に献金義務が生じるみたいな問題が生じるけれども、一方で自然債務を生じさせる無名契約と捉えることができるのであれば、幅広く救済できるかもしれない。(第4回：菅野委員)

- 「1万円以上」というのが果たして金額の明示にならないのかというと、「1万円」と明示したうえで「以上」と書いてあるということは、最低1万円という形である種の金額は明示していると考えられる。その意味では、「1万円以上」と書いてあっても、これは金額を明示したものとして、契約と捉えることができるのではないか。(第3回：宮下委員)

ウ. 契約と解することに消極的なもの

- 献金の性質に関して、これまでいろいろな本を読んでもきっちり書いてあるものがない。そのために、裁判で争われるというのが実際の経過である。(第3回：紀藤委員)
- 契約という概念で説明し切れないものがあるのではないか。それ以外の場面も全て包括するような形の法律、もちろん民法であれば不法行為という方法があるが、それ以外の方法で、場合によっては特別立法といったものも考える余地があるのではないか。(第4回：宮下委員)

エ. 寄附の要求等に関する規制

- 公益法人にも寄附要求についてのルールがあるので、宗教法人にも規制があってしかるべき。ただし、こちらは宗教法人特有のマインドコントロールという特性に配慮して、つけこみ型、目的秘匿型、こういう献金については取消による救済ということを本格的に考えるべき。(第3回：菅野委員)
- 事業者でもある宗教団体に直接的に働きかけるものとして、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の「寄附募集に関する禁止行為」は参考になる。不適切な寄附募集行為を未然に防ぐ方法として、自由な意思決定ができる環境を整えるという意味からも、宗教法人法への導入の検討があつてもよいのではないか。(第3回：田浦委員)
- 長時間の勧誘とか閉鎖した場所での勧誘をした場合には、そもそもそういう形で献金させること自体を禁止するとともに、これを例えば民事上も無効にする、あるいは取消しの対象にするような方法が必要ではないか。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の第17条で寄附をしない意思を表示した者に対して勧誘または要求を継続し、あるいは粗野もしくは乱暴な言動を交えて迷惑を覚えさせる方法で寄附の勧誘や要求をしたりすることを禁止行為としている。これを宗教法人法に入れるのがいいのか、ある

いは特別な立法という形がいいのか、そこは議論の余地があると思うが、こういった禁止行為に加えて、そのようなことをした場合には献金を無効とするのも一つの手である。(第5回：宮下委員)

- 貸金業法や割賦販売法では、年収をベースにして一定額以上の貸付けをすること、あるいは取引をすることを禁止している。こういったように、年収をベースにして一定金額以上の献金をした場合には、その献金を無効という形にできないか。ただし、難しいのは、(これらの法律では)本人の年収調査の義務を貸金業者とかクレジット会社に課しているところ、それをやると、今度はカルト団体が、自分たちが狙っている相手の年収を把握してしまうことになり、ここは慎重な対応が必要である。一方で、一定額以上の献金をすることに対する直接の規制は、あってしかるべきである。(第5回：宮下委員)

(4) 法人の解散命令等

- これまで宗教法人法の質問権や解散命令請求権について、所轄庁は自らの権限や職責の範囲を狭く解してきた。実際に法律で質問権とか報告徴収権、条件付の立入権なども認められている中で、このように自らがなすべき権限あるいは責任を小さく考えてきたということは実際にあると思う。(第3回：菅野委員)
- 税優遇のうまみを前提とした搾取のシステムを壊す必要がある場合には、宗教法人としての法人格を剥奪するということには大きな意味がある。
法としては、問題が疑われたときに質問権などで調査をして、その結果に基づいて必要があれば解散請求をかけるというべき流れが流れていない。この流れが機能するように、運用の改善並びに法改正の具体的な検討が必要。認証取消しの1年という期間が短過ぎるのではないかという論点もあるし、あるいは解散しないまでも税優遇などを剥奪するというメニューを設けるという検討もあっても良い。(第3回：菅野委員)
- 宗教法人法等の改正で、正体隠して人心に入り込み、恐怖を土台とした支配・隸従関係をつくり出し、自由意思を奪うような宗教団体の活動は違法である、禁止である、行政的にも認められないということを明確に書くべきではないか。
(第4回：菅野委員)
- 会社解散命令が消費者庁でも協働してできるのであれば、宗教法人の解散命令でも同じことが言える。悪徳事業者に、会社と宗教法人、両方を悪用する場合があるから、そういう場合は宗教法人法上の解散命令をやりやすくするという手法が必要ではないか。(第3回：紀藤委員)

- 解散命令をすると不法行為の債権（の存在）を証明しないといけない。そのためには民事の訴訟と同じことをしなければならないということになると、過去の裁判でも数年がかりの解散命令の申立てになっている。解散命令を申し立てること自体に膨大な時間がかかる。

同時に、場合によっては、（相手方から）供託をされたら（原告）適格を失う。実務的に言うと、利害関係人、つまり被害者から解散命令の申立てをするというのは著しく困難である。また、国の申立てと当事者の申立ては、両立はするかもしれないが、裁判所的に見ると、立証の問題として原告適格の問題が先にあるから、そこでつまずく。最終的に清算人がつくということは、清算人の報酬という問題があり、3千万円から4千万円程度のお金を清算人に予納金として払わないといけないが、それを被害者から用意することは著しく困難である。（第4回：紀藤委員）

（5）その他

- 民法上の公序良俗違反による無効については、要件があまり明確ではない部分が逆に使いやすいところであるとも言われている。ただし、使いやすい法理だけれども、要件が明確ではないのでなかなか手を出しにくいという部分もある。そこで、その守備範囲をもう少し拡充していくのも1つの方法と思う。（第3回：宮下委員）
- 法の適用に関する通則法の第11条に消費者契約の特例が規定されており、消費者の常居所地、要するに消費者が住んでいるところの法律を適用するというルールもある。ただし、消費者契約ということで捉え切れない部分をこの規定だけで解決するのは難しいのではないか。（第3回：宮下委員）

3. 相談対応に関する事項

（1）総論

- 相談窓口を国だけで置くことが本当に正しいのかどうか、民間に委託することも必要である。カルト、セクト側から見たときに、見え方が中立的な窓口も大事である。（第1回：紀藤委員）
- 相談の内容が教育に反映しないと、予防に勝る被害救済はないので、その連関がうまくいっているのかどうかが重要である。（第5回：紀藤委員）

（2）他の専門機関との連携等

- 政府として、リストを充実させるだけでなく、リストに挙がった関係機関

を人員あるいは予算ともにバックアップしていくことにもう一歩踏み込まないといけない。(第5回：菅野委員)

- 霊感商法の場合、当事者が被害に遭っているという認識がないまま契約を重ね、時間が経過してしまう傾向があることから、時間をかけて当事者や家族の支援をする、より専門的な窓口が必要ではないか。(第5回：田浦委員)
- 相談員の質を上げる、あるいは相談員の知識を広げるということで見ると、所轄庁の範囲を超えた幅広い範囲のことが必要である。また、その相談窓口に宗教や心理の専門家や特定の集団の被害者関係者などのいろいろな専門家が参画できる、民間活用ということも大事である。(第5回：紀藤委員)
- 霊感商法として消費者被害に位置づけられる相談については、(日本弁護士連合会の)判断基準を満たすものは、仮に相手側が宗教団体であったとしても、消費者被害を救済するために毅然と対応する。

しかし、全ての相談を消費者被害にくくすることは難しい。法的対応で解決するのは難しい側面もあり、個別の問題についてのカウンセリング、子供の問題については子供の専門家によるフォローが必要なこともある。また、消費者問題でない場合は、情報共有や情報集積する場所がなく、対応するにも横の連絡を取る体制もない。そのため、深刻な悩みを抱えた本人や家族にとって相談する場がなく、個人や家族内での悩みや困難を募らせている。この問題に対処できる相談センターを設立し、体制を整えることも必要である。(第5回：芳野委員)

- お金相談以外の窓口が十分に開いていないので、ほぼ泣き寝入り状態とか、悩んでいるだけでどこにも相談できずに終わっている。それを改善するためには、例えば児童相談所に関しては公認心理師や精神保健福祉士のような専門家を確実に配置して、かつ、彼らに研修ないし教育のプログラムの中に、マインドコントロールとか、批判的思考法といった対処方法を学ばせないとならない。今の公認心理師はそんな知識がないので、相談を受けても対応できないレベルである。質的な向上が求められる。(第5回：西田委員)

(3) PIO-NET の保存期間等

- PIO-NET の保存期間は10年であるが、特定の団体に関して継続的に相談がある場合にPIO-NETの保存期間をその特定の団体に対して延ばすができないのであれば、それは不十分である。(第5回：紀藤委員)
- 文書やデータの保存は、基本的には一定期間を過ぎた場合には処分をしていくというのが基本的な立てつけであり、公文書を含め、そうした準則に基本的に沿って個々の文書の種類に応じた保存年限を定めている。長期間にわたって保存することになるとデータ量が増えるので、容量とか処理能力を引き上げる

必要があり、それに応じたコストがかかってくる。また、古いデータの形式のものをそのまま使い続けられるようにすることは、システムを変えていくたびに扱いが難しくなると思われる。現在、消費生活相談のDX化を進めており、消費生活相談の情報の取扱いも検討や作業を進めているところである、その中でどのようにしていくのがいいのかというのを検討していきたい。(第5回：山田委員)

- PIO-NET に載っている情報を基に注意喚起などを行っており、そうした注意喚起が相談現場だけではなくて、その後方にある教育の現場でもあるいは相談員に対する研修の現場でも活用されている。(第5回：山田委員)

4. 周知啓発・消費者教育に関する事項

(1) 総論

- 消費者トラブルの未然防止や解決のために、トラブル情報を伝えること、消費生活センターの存在を知っていただくことが課題である。そういう意味では、個別の注意喚起を行うとともに、幅広い世代への消費者教育が重要である。(第1回：田浦委員)
- トラブルに遭ってしまってからでは被害回復が難しいこともあるので、未然防止が何より大切である。そのためには、トラブル情報の収集先と相談窓口の2つの周知が重要である。国民生活センターのホームページ、消費者庁のホームページは信頼できる情報の収集先である。また、相談窓口としての消費生活センターについては、最近は「消費者ホットライン188(いやや)」経由で相談が入ることも増えており、この番号を設けた意味は大きい。覚えやすい「188」の番号の周知も重要である。(第5回：田浦委員)
- コロナ感染症の拡大で、この2年半ぐらいは、消費生活センターで行っている出前講座などもできず、少し足踏みの状態の面もあったと思うので、今まで以上に力強く消費者教育を進めていただきたい。(第2回：田浦委員)

(2) 靈感商法に着目したもの

- 一定の特定の集団が靈感商法を引き起こしているときに、特定の集団の実名を出して説明しなければ、被害の防止に役立たない。(第5回：紀藤委員)
- 精神商法というとどちらかというと高齢者の方に向けた対策と捉えられてきた傾向があるが、宗教2世の問題もクローズアップされている。宗教を隠れみにした搾取の構造は厳然としてあることから、宗教だからといってタブー視せず、こういう社会的現象を高校生も含めて消費者教育の中できちっと伝えて、それをどう避けるか、どう救済できるのか、どこに相談できるのかという

ことを教えることが必要である。(第5回：菅野委員)

- 非科学的なものに対する思考は、文化的にも定着しているせいか、一定層の人がすぐにそういうのを信じてしまう。そういうことから、消費者教育はうまくいっているととても思えない現実である。一般人は法を知らないこと、教育現場との連携が不十分であること、そもそも教育の中身そのものが靈感商法等対策に合わせて十分ではないことの3点が課題である。(第5回：西田委員)

5. その他

- 内心における信仰の自由は絶対的、無制限な自由ではあるけれども、それが対外的な宗教活動や宗教的結社の自由となると、社会的な存在としての公共の福祉の下、一定の制約を受ける。また、日本国憲法の下では、まず個人の自由が優先し、それを前提にして宗教活動の自由が構築されており、これが逆になるのは本末転倒。すなわち宗教団体の持つ信教の自由はどうあるべきかという問題は、個人の自由の優越性を念頭に置いて議論されなければならない。(第5回：芳野委員)
- マインドコントロール対応に関しては、過激な行動をやめさせるということと思考そのものの間違いを正していくという2段階がある。そもそも2段階目までやると、内心の自由の問題に触れてくる可能性があり、抵抗する方も多いのではないか。しかし、問題は第1段階の脱過激化、具体的には児童虐待をするとか多額の献金をするという、過激な部分をコントロールしてもらうことが大事である。(第5回：西田委員)
- (この検討会の射程は) 大きく二つかと思う。一つが、靈感であれ、献金であれ、カルト的な団体による違法な金銭的な搾取をどのように予防・救済するのかという問題である。もう一つが、こうした違法な金銭的搾取を繰り返すカルト的な団体の根っこを断つ、つまり、必要があればきちんと解散命令に持つていって税優遇などの特権的地位を取り上げるためにはどうすればいいのかという問題である。(第2回：菅野委員)
- 関係省庁連絡会議のメンバーを通じて働きかけていくことは重要である。検討会で行われた議論を各省庁で持ち寄ってもらって、各省庁でできることはそこでやっていただきたい。(第1回：紀藤委員)